

## 小城市ごみ分別カレンダー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小城市広告掲載要綱（平成19年小城市告示第1号以下「要綱」という。）に基づき、小城市が発行する小城市ごみ分別カレンダー（以下「カレンダー」という。）に広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第2条 広告の規格及び掲載料は、掲載1回につき次の表のとおりとする。

広告掲載枠	規格（縦×横）	掲載料
1 / 3 枠	4.5cm × 8.5cm	50,000 円
半枠	4.5cm × 13.5cm	100,000 円
全枠	4.5cm × 28.0cm	250,000 円

(広告掲載の募集)

第3条 広告掲載の募集は、市報および市ホームページに掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、小城市ごみ分別カレンダー広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは速やかに広告掲載の適否を決定し、小城市ごみ分別カレンダー広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、市内に事業所等を有するものを優先する。

(広告原稿の作成及び提出)

第5条 版下原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに電子媒体により提出するものとする。

(広告主の責任)

第6条 知的財産権等の広告の掲載内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第7条 市長は、次の場合に広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかった場合
- (3) 掲載内容が第2条各号のいずれかに該当し、不相当と判明した場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

小城市ごみ分別カレンダー広告掲載申込書

年 月 日

小城市長 江里口 秀次 様

申込者 住所（所在地）〒  
氏 名  
（会社名及び代表者）

⑩

T E L

F A X

E - mail

担当者名

小城市ごみ分別カレンダー広告掲載取扱要領第4条の規定に基づき、  
広告の原稿を添えて次のとおり申し込みます。

広告掲載希望枠	備 考
1 / 3 枠 ・ 半 枠 ・ 全 枠	
1 / 3 枠 ・ 半 枠 ・ 全 枠	

小城市ごみ分別カレンダー広告掲載決定通知書

年 月 日

様

小城市長 印

年 月 日付けで申込みのあった小城市ごみ分別カレンダーへの広告については、次のとおり掲載（する・しない）ことになりましたので通知します。

1 広告掲載内容

広告掲載希望枠	備考
1 / 3 枠 ・ 半枠 ・ 全枠	
1 / 3 枠 ・ 半枠 ・ 全枠	

2 広告掲載料

\_\_\_\_\_ 円

3 広告を掲載しない場合の事由

（注）疑義が生じた場合は、市及び申込者間で協議するものとする。